

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人愛生福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいう。
- （2）常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- （3）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （4）評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- （5）報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び役員退任功労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （6）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 この法人は、役員に対して職務執行の対価として報酬を支給することができる。
2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

（報酬等の額の決定）

第4条 この法人の常勤理事の報酬は、別表1に定めるとおりとする。
2 監事に対する報酬は、別表2に定める額とする。
3 非常勤役員に対する報酬は、別表3に定める額とする。
4 常勤の理事に対する役員賞与の総額は別表4に定める額とする。
5 役員に対する退任功労金は、別途定める役員退任功労金規程に基づき算定した額を支給する。
6 各評議員の報酬等は、定款第8条で定める金額の範囲内において別表3に定める額を支給する。
7 非常勤役員や評議員の報酬の支払額については、各年度中に在籍していた者に支給し、年度途中の就任・退任であっても減額を行わない。

（報酬の支給日）

第5条 常勤役員への報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。
2 賞与については、毎年6月及び12月とする。
3 非常勤役員への報酬は、年度末に開催される理事会出席時等に支払うものとする。
4 評議員への報酬は、原則各年度の3月に支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払を要するものについては前もって支払うものとする。

2 理事会と評議員会の出席時の交通費に関しては、本人の自宅から開催地までの往復の交通費について、交通機関利用者に関しては全額を支給し、自動車、その他の交通用具利用者については、別表5に定める額を支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第10条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は「役員等の報酬、諸手当及び出張旅費に関する規程」を廃止し、施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日遡及施行。

令和 7年 2月20日改正。

別表1 常勤理事の報酬月額

- (A) 理事 117万円までの範囲内
- (B) 業務執行理事 . . . 140万円までの範囲内
- (C) 常務理事 150万円までの範囲内
- (D) 理事長 250万円までの範囲内

別表2 監事の報酬

- ・年間報酬総額 . . . 1人当たり40万円までの範囲内

別表3 非常勤役員・評議員の報酬

- ・年間報酬総額 . . . 1人当たり20万円までの範囲内

別表4 常勤役員賞与

- ・基準日在職の常勤役員の報酬月額 × 支給計数（1回につき0～1.5ヵ月）

別表5 非常勤役員・評議員の交通費

【自動車、その他の交通用具利用者の場合】

直線距離の片道	日額（高速代等を含む）
20km未満	3,000円
20km以上	5,000円

【公共交通機関の場合】

実費を支給